

機関運営計画

平成 23 年 5 月

温泉地学研究所

目次

前文

I はじめに	1
1. 機関運営計画策定の経緯	1
2. 目的	
3. 計画期間・計画範囲	1
4. 機関運営計画体系	1
II 機関運営における基本方針と取組	2
5. 基本方針	2
6. 基本方針推進のための主な取組	3
III 業務計画	4
7. 研究業務計画	4
7.1. 中期研究	5
7.2. 依頼調査研究	6
7.3. 萌芽研究	7
7.4. 外部資金研究	8
8. 監視・観測、依頼分析、資料収集業務計画	9
8.1. 監視・観測業務	9
8.2. 依頼分析業務	10
9. 行政支援業務計画	12
10. 普及啓発業務計画	14
IV 組織運営	16
11. 機関運営体系	16
11.1. 運営会議	16
11.2. 温泉地学研究所業務調整会議	16
11.3. 外部評価委員会(機関評価)	16
11.4. 外部評価委員会(課題評価)	16
12. 人材育成方針	16
13. 財源方針	17
14. 機器整備方針	17

前文

当研究所は、伊豆地塊が本州に衝突しているまさにその現場という、世界でも希な地学的に興味深いところに位置している。伊豆地塊の東西両側では、フィリピン海プレートが相模トラフ、駿河トラフからそれぞれ沈み込んでいて、それに伴ってプレート間巨大地震が、過去、繰り返し発生してきたことが知られており、更に、太平洋プレート沈み込みに伴う火山フロントの直上にあることから、近くに箱根、富士の活火山や伊豆の単性火山群が存在する。このように、当所が存在する箱根地域は火山活動や大地震発生の危険性を抱えている一方で、美しい景観や豊かな温泉・地下水資源に恵まれており、日本でも有数の観光・保養地となっている。

当研究所の前身は、箱根・湯河原地域の温泉の保全を図るとともに、その開発と利用に資するため、温泉源の科学的な調査と泉質・泉温の長期的なモニターを行うという趣旨で、1961年に設立された温泉研究所である。その前年に箱根で群発地震が発生したこともあって当初から火山防災に関心が持たれたことや、箱根の温泉の成因を解明する上で地震活動の実態を把握することの重要性が認識されて、1968年に、それまで小田原土木事務所の所管であった地震観測業務が温泉研究所に移管され、以来、箱根の群発地震活動の監視が当所の主要な業務に加えられた。その後、1980年代の末に、神奈川県西部地震、いわゆる小田原地震の切迫性が地震研究者によって指摘されたのを受けて、県の防災施策としてそれに対処するため、地震や地殻変動の観測が箱根周辺地域に拡大されて現在に至っている。

箱根の地震活動は、近年では最大規模の2001年群発地震以後、それ以前と比べて活発化の傾向を示している。また、1998年の前後数年に起きると予測された小田原地震はまだ発生しておらず、当時の震源モデルの見直しの必要性も指摘されているが、多くの地震研究者は、近い将来に神奈川県西部で被害を生じさせるような地震が発生してもおかしくないと考えている。こうしたことから、当研究所は、県西部域における地震・火山災害の軽減に向けてこれからも最大限の努力を傾けていく必要があると考える。

また、箱根・湯河原の温泉は、最新の調査結果によって、なお、枯渇化の傾向が止まっていないことが明らかにされている。豊かな温泉・地下水は、美しい景観とともに、住民やそこを訪れる人たちの憩いの源泉であり、県西部の大きな観光資源であるので、その長期的保全を図っていくことは、県の重要政策課題であると言える。

更に、当研究所は、冒頭で触れた、地学研究の上での当地域の特異性、重要性を、自分たちだけが享受するのではなく、その自然財産を地域の人たちと共有して、地域の人たちがそれらを誇りとし、ひいてはそれが地域文化の活性化につながっていくことができたならと強く希望している。箱根ジオパーク活動は、まさにそうした希望と合致するものであり、当研究所はそれに対してできる限りの支援策を講じていきたいと考える。

これらのことを鑑みて、当研究所は、地震・火山災害からの住民、県民、当地を訪れる人たちの安全・安心の確保に努めること、温泉・地下水等の自然環境資源の保全に寄与すること、そして、「安全・安心」と「保全」の2つの課題への取組を通して、県民の福利と文化振興に貢献することを基本目標として定めたいと思う。

平成23年 5月 日

I はじめに

1. 機関運営計画策定の経緯

当研究所では、これまでその研究業務にあたって、所内運営会議による意見集約の他、所管課及び関係課と協議を行いながら進めてきた。また、研究所業務の根幹となる研究計画に関しては、5ヶ年計画となる中期研究計画を策定している他、外部評価（課題評価）委員会を毎年開催し、研究課題や計画の進捗について評価をうけながら進めてきた。

これに対し、平成20年度に行われた外部評価（機関評価）では、県試験研究機関（以下、県試と略）全体に関して、『県試は、機関全体の活動に関する計画を策定し、その達成度等について、県民に向けて理解しやすい説明方法での発信に努めること』という提言がなされ、当所に対しては、機関全体の活動に関する計画が策定されていないことについて指摘がされた。

そこで、当研究所では、これら機関評価意見を踏まえ、当所の機関運営の方向性について関係部局を交えて検討するために、部局横断的な組織となる業務調整会議を設置し、そのなかで、研究計画を含む機関運営計画についての検討を、平成21年度～22年度にかけて進めてきた。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本海溝沿いのプレート境界地震に関する従来の考え方に見直しを迫る巨大なもので、神奈川県内においても被害が生じた。このため、本計画には盛り込まれていないものの、東北地方太平洋沖地震の地震像やこの地震による箱根火山、温泉などへの影響、神奈川県周辺で発生が懸念される大地震への応用可能な解析手法等についても、必要な調査研究も進めていくこととする。

2. 計画の目的

上記の経緯を踏まえ、本計画は、当所が実施する業務の効果的かつ効率的な進行、取り組みの優先度の明確化、さらに機関の運営方針に関わる透明性の確保を目的とした。

3. 計画期間・計画範囲

本機関運営計画では、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年間にわたる、当所活動の全般に渡る計画を定める。

4. 機関運営計画体系

当所の業務計画は、本機関運営計画(平成23年5月策定)と第3期中期研究計画(平成23年5月策定)からなる。このうち、機関運営計画は、研究計画を含む当所の活動全般にわたる業務と、取組体制を定める。一方、中期研究計画は、中・長期的な視点に立って設定した、5ヶ年の研究計画である。

中期研究計画の実践にあたっては、科学技術の発展や研究の進捗状況を踏まえて、外部学識経験者による外部評価（課題評価）委員会の評価により、必要に応じて計画の見直しや修正などによりマネジメントを行っていく必要がある。

なお、研究業務の具体的な実施手順等については、温泉地学研究所業務実施要綱で定めることとする。

Ⅱ 機関運営における基本方針と取組

5. 基本方針

機関運営計画前文に掲げた『地震・火山災害からの住民、県民、当地を訪れる人たちの安心・安全にできる限り努めること、温泉・地下水等の自然環境資源の保全に寄与すること、そして、「安全・安心」と「保全」の2つの課題への取組を通して、県民の福利と文化振興に貢献すること』という目標を実現するために、平成27年度までの5年間で重点的に取り組む基本方針を以下に定めた。

- A 箱根火山・地震災害に対する安全・安心の確保及び温泉・地下水資源の保全への取組をより一層進展させるため、研究成果・観測データの行政施策への反映を視野に入れ、監視・研究機能の高度化を図る。
- B 地域に密着した研究機関として活動し、調査研究成果の普及啓発やアウトリーチ活動に可能な限り積極的に取り組むとともに、箱根ジオパーク活動の支援を強化する。
- C 業務全体の効率化を図るとともに、外部機関との連携や協働を積極的に推進する。

この基本方針を遂行することにより、当所の活動が、研究機関からの一方的な発信だけでなく、地震・火山災害や地下資源保全に関して、有形無形の知的財産を県民と共有することにつながることを期待される。

6. 基本方針推進のための主な取組

3つの基本方針を推進する為の主な取組を以下に示す。なお、各業務の具体的な計画については、次章以降に示す。

基本方針	主な取組
A：地震・火山活動及び温泉・地下水資源の監視・研究機能の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期中期研究計画の着実な推進と、行政施策への還元 ○外部研究資金獲得への積極的な取組 ○監視・観測業務の高度化と有効活用 ○計画的・効率的な試料収集業務の実施
B：普及啓発・アウトリーチ活動への積極的な取組及び箱根ジオパーク活動支援強化。	<ul style="list-style-type: none"> ○監視・観測業務の高度化と有効活用（A再掲） ○計画的・効率的な試料収集業務の実施（A再掲） ○普及啓発業務への積極的な取組
C：業務全体の効率化及び外部機関との連携・協働の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○研究区分を設定し、取組の優先度を明確化する ○外部研究資金獲得への積極的な取組（A再掲） ○依頼分析業務の効率化 ○計画的・効率的な試料収集業務の実施（A再掲） ○行政支援業務の効率化・改善 ○普及啓発業務への積極的な取組（B再掲） ○機関運営体系の明確化と、会議・委員会の役割の明確化 ○年次業務計画の策定と業務調整会議における調整

Ⅲ 業務計画

基本方針に則り、当期の業務において最も優先すべき課題は①箱根火山の総合的な研究と②調査研究結果に基づく県民の福利と文化振興への貢献の2項目とし、各業務計画を以下に定める。

また、所全体の業務を効率・効果的に執行し、かつ、各業務間及び業務内における優先度を明確化するための目標や指標として、年度毎に具体的な到達目標や数値目標、業務配分（エフォート）等を盛り込んだ年次業務計画を作成することとする。

7. 研究業務計画

研究業務は、当所業務において最も根幹的な業務であり、常に最先端の科学技術動向を取り入れていく必要があるという認識のもとに、可能な限り人・予算等を配分する。

機関評価における提言や当初の目標、今期の課題を踏まえ、当期における研究業務を遂行するにあたって以下の取組（1）～（3）を進める。

- （1）第3期中期研究計画の着実な進捗と、成果の行政施策への還元
- （2）次項に示すような研究区分の設定による、研究課題ごとの取り組みの重点度の明確化
- （3）外部研究資金獲得に向けた積極的な取組

当所が行う研究は、その実施期間や位置づけ、財源、全体計画・年次計画の有無と決定方法によって以下のア～エに区分する。

- ア 中期研究
- イ 依頼調査研究
- ウ 萌芽研究
- エ 外部資金研究

各研究区分における研究の実施期間、計画の位置づけ、計画、財源の一覧を表3に示す。

表3 各研究区分における研究の実施期間、位置づけ、計画の策定、財源の一覧

研究区分	中期研究	依頼調査研究	萌芽研究	外部資金研究
期間	5年	1～3年	5～10年	不特定
位置づけ	中期的な課題	行政民間ニーズ	潜在的ニーズ	外部資金全般
財源	経常研究費	業務費・受託費	経常研究費	外部資金
全体計画の有無	有	無	有	有
年次計画の有無	有	有	無	有

7.1. 中期研究

平成 18～22 年度に実施した第 2 期中期研究(計画)では、地震・火山災害からの「県民の安全・安心の確保」と、温泉、地下水などの「県土の豊かな資源の利用と保護」の 2 大テーマの下に 8 課題を設定して実施した。この計画の遂行により、県西部地震の地震像、箱根火山・群発地震活動のメカニズム、県内温泉の胚胎・湧出機構、地下水の流動系の把握など、多くの新しい知見が得られたが、地震・火山活動において水の重要性が指摘されているように、分野を超えた課題への取組が必要であることが明らかとなったことを踏まえて、第 3 期中期研究計画を策定した。なお、中期研究は当所研究業務の中核となることから、可能な限り優先的に取り組む業務として位置づける。

位置付け	中期研究は、当所における中期的な研究課題を解決するため、特に 5 ヶ年の研究計画を策定して位置づけた研究区分とする。
目標	プレート衝突帯としての神奈川県土の総合理解をより強力に推し進める端緒とする。なかでも「箱根火山」を研究所一丸となって取り組む優先的な研究対象として明確化し、その活動特性や、温泉湧出機構の解明による総合的理解を目指すことで、温泉地学研究所の新たな研究姿勢を確立する。 また、地震・火山、地質、温泉、地下水の各専門分野を横断した総合研究が可能な温泉地学研究所特有の強みを活かし、研究を通じて行政や県民への直接的貢献をより明確に目指す。
取り組み内容	I 箱根火山の活動特性解明に関する研究 I-①. 地下構造の解明 I-②. 熱水・温泉・地下水流動系および水収支の解明 I-③. 火山活動諸現象に関する時空間変化の解明 II 県西部地震等、伊豆衝突帯のテクトニクスに関する研究 III 深部地下水・温泉の保全に関する研究 IV 監視・モニタリングシステム並びに調査手法の高度化 IV-①. 地震・火山・地殻変動活動予測手法の確立と火山活動の観測強化 IV-②. 温泉・地下水における調査・モニタリング手法の高度化に関する研究
評価・公表方法	○外部評価委員会(課題評価)による計画全体の間中評価及び最終評価を実施。 ○中間評価結果を受けて、必要に応じて計画の見直しを検討する。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

7.2. 依頼調査研究

これまで、各関係課からの依頼による調査研究は、関係課と所内担当者間で実施内容等について直接協議して実施してきた。このため、当所においては、担当ごとの縦割りの対応に終始し、必ずしも研究マネジメントが十分に発揮されていなかった。

そこで、本機関運営計画において、これまで、県行政機関からの依頼で実施してきた行政依頼調査や受託調査研究に加えて、「衛生試験、治療等に関する条例」等に基づく民間からの依頼研究などを加えた、外部からの依頼によって行う研究区分を設けることで、位置付けの明確化と研究マネジメント体制の確立を図ることとした。

なお、依頼調査研究は、基本的には該当する依頼調査費・受託調査費・試験検査費で実施するが、予算措置が間に合わない案件については経常研究費から充当する。

位置付け	短期的、直接的な行政ニーズ(行政依頼調査や受託調査研究)や、県民ニーズ(衛生試験、治療等に関する条例に基づく民間からの依頼研究など)に対応するため、1～3年間程度の期間で実施する研究区分。
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ニーズ：大涌谷噴気地帯における放熱量の算定 ○温泉保護ニーズ：温泉の成因解明と将来予測。 ○地下水保全ニーズ：土壌・地下水汚染源の解明。 ○共通するニーズ：地震・火山・地殻変動・温泉・地下水のモニタリングと適切な情報提供
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・県民ニーズを的確に把握し、迅速かつ効果的に調査研究を実施する。 ○把握したニーズや得られた成果を元に、より長期的な課題やニーズについて検討し、中期研究課題としての取組や、政策提言等へ発展させる。
課題設定手順	<p>(1) 前年度に、関係機関に対して実施を希望する課題についてのニーズ調査を実施する。また、随時、民間からの研究依頼の相談を受ける。</p> <p>(2) 関係機関から提出されたニーズや民間から出された研究依頼について、担当及び関係課と検討を行い、依頼調査研究として実施可能な課題について、予算及び業務配分(エフォート)を記載した年次依頼調査研究計画案を作成する。</p> <p>(3) 年度当初の運営会議及び業務調整会議において、年次依頼調査研究計画案について検討及び調整を行い、実施の可否を決定する。なお、緊急を要する課題においては、所長決裁により実施できることとする。</p>
取り組み内容	<p>(1) 温泉保護対策調査 [温泉指導監督費 (保健福祉局生活衛生部環境衛生課、小田原保健福祉事務所温泉課)]</p> <p>(2) 大涌谷地すべり対策調査 [急傾斜地計画調査費 (小田原土木事務所)]</p> <p>(3) 汚染源特定調査 [地下水・土壌保全対策推進費 (大気水質課)] (仮)</p>
評価・公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ○依頼調査研究の結果報告書を依頼課・依頼者に報告する。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

7.3. 萌芽研究

これまで、当所では将来的な潜在的ニーズに対応するための研究取組は特に定められていなかったものの、長期的な監視・観測業務を実施してきたほか、研究員の異動や配置転換がほとんど無いという当所特有の人事特性から、各研究員はそれぞれ長期的な研究展望の下、主課題となる研究の他に、将来的なニーズを予測した先行的な研究など、複数の研究課題を複合的にこなしてきた。

しかし、県を取りまく状況の変化に対応するため、顕在化するニーズへの着実な対応と、将来的な潜在的ニーズを見据えた活動に関わる方針を、機関運営として明確化することが求められていることから、特に潜在的ニーズに対応するための研究区分を新たに設定した。

本研究区分については、あくまで他の研究区分の副次的な位置づけとし、本格的な人的・予算的配分が必要な状況になった段階で、他の研究区分への移行や事業化を検討する。

位置付け	研究員が自らのアイデアと専門性・先見性を持って、将来的な潜在的ニーズに対応するため、5～10年程度の長期的な視野と計画により行う研究区分。
背景とニーズ	○機関評価において、「将来を見据えた県試の機関運営の実現」として、将来的な潜在的ニーズを推測した活動についての取組の必要性が示された。 ○将来的なニーズを予測した先行的な研究は、各研究員の自発的かつ長期的な取組が不可欠であるとともに、進行管理にこだわらない臨機応変な研究体制の構築が必要とされる。
目標	○本研究区分における先行的な取組が、将来的に顕在化した段階において、先導的な役割を果たすことができるようにする。 ○行政施策のアンテナ役として、当該課題に関する社会状況の動向等について関係機関へ適宜報告する役割を担うことができるようにする。
課題設定手順	(1) 研究員が萌芽研究を実施する場合、萌芽研究計画案を作成する。 (2) 作成した計画案について、実施前もしくは実施初年度に外部評価委員会(課題評価)において事前評価を実施する。
取り組み内容	平成23年度から実施するため、本機関運営計画策定時点における計画は無い。
評価・公表方法	○研究の進捗状況に応じて、外部評価委員会(課題評価)や業務調整会議において、研究成果や当該課題に関する社会状況の動向等について報告する。 ○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。

7.4. 外部資金研究

本研究区分については、他の研究区分と手続きや実施の可否の決定が異なることから、区分を別に設けたものである。各研究の実施にあたっては、他の研究区分と取組内容が重複する場合は生じることが想定される。その場合、各研究費の執行について取扱を明確化し、適切に管理する。

また、研究業務計画の主な取組（3）として、「外部研究資金獲得に向けた積極的な取組」を定めた事を受けて、各研究員は積極的に外部研究資金に応募するとともに、所の企画調整部門においても、文部科学省科学研究補助金(科研費)説明会の開催や書類作成支援など、外部資金獲得のための支援を強化する。

位置付け	科研費などの競争的研究資金や、研究費分配型の共同研究など、外部から研究資金を獲得して行う研究区分。
背景とニーズ	<p>○我が国における科学技術研究のための研究費が、機関等から研究者に配分される経常経費的なものから、科研費に代表される各研究者が審査により獲得する競争型へとシフトしている。</p> <p>○県試においても、財政状況の悪化の影響により、調査研究費の拡充は困難な状況にある中、外部研究資金の導入の取組が進められている。</p> <p>○研究員にとっても、競争的研究資金の獲得により、研究所予算枠にとらわれずに、先進的かつ高度な研究を実施できるなど、メリットが大きい。</p> <p>○更には、県試の運営にとっても、間接経費の配分をうけることにより、事務及び企画等の業務推進体制を補強することができる。</p>
目標	<p>○受託中のプロジェクトの確実な推進・執行。</p> <p>○科研費など、競争的・外部研究資金の継続的な獲得。</p>
取り組み内容	<p>(1) 首都直下地震防災・減災プロジェクト(文科省 H19-23)</p> <p>(2) 神縄・国府津－松田断層帯における重点的な調査観測(文科省 H21-23)</p> <p>(3) 政策課題研究(県総合政策課 H21-23)</p> <p>(4) 現在の応力状態を用いた新たな活断層リスク評価手法の開発(文科省 科研費 H23-25)</p>
評価・公表方法	<p>○各募集機関ごとの手続きに則って年次報告を行う。</p> <p>○年度末に、年次結果報告書を作成。事業概要に、年次結果報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において、前年度の年次結果を報告する。</p>

8. 監視・観測、依頼検査、試料収集業務計画

本業務は、当所が研究業務を行う上で必要な観測や分析、試料の収集を行うものであり、研究業務と並んで必要不可欠な業務である。また、業務内容により、研究内容の進捗に伴ってより強化する必要が生じている業務がある一方で、科学技術の発展により省力化が可能となる業務や、社会情勢が変化し、業務量自体が減少傾向にあるものなど、本業務を取り巻く状況は様々である。

そこで監視・観測、依頼分析、資料収集業務全体については、現状の機能を維持・もしくは強化しつつ、全体の業務量については自動化や効率化により減少させることを目標として取組を行う。

8.1. 監視・観測業務

監視・研究機能の高度化と研究成果・監視データの有効活用に取り組むため、本業務については対応を強化する。

位置付け	地震、火山、地殻変動、火山ガス、地熱、温泉水位及び温度、並びに地下水位の監視・観測を行い、県西部地震や箱根火山活動の監視、及び調査研究のためのデータとする。
背景とニーズ	<p>○40～50年の長期にわたる観測データは、それ自体が貴重な共有財産である。</p> <p>○当所における地震・地殻変動観測は、国や大学等が実施していない地域で実施している。</p> <p>○温泉・地下水位観測については、温泉・地下水資源の保全の為に不可欠。</p> <p>○観測機器の老朽化や観測技術の陳腐化に対する長期的な対応が必要。</p>
取り組み内容 (継続分)	<p>(1) 地震火山観測強化事業(H20-24;H22年度以降中断)</p> <p>(2) 地震・火山・地殻変動観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震：14地点 ・傾斜：7地点 ・地下水位：6地点 ・傾斜補助：3地点 ・地殻変動：10地点 (GPS測量：8地点 光波測量：2地点) <p>(3) 強震観測：7地点(この他、10地点を外部資金研究により臨時に実施)</p> <p>(4) 火山ガス・地温：3地点 (5) 温泉観測：4地点 (6) 地下水位観測：5地点</p>
取り組み内容 (新規・改良・変更点)	<p>①パソコン通信からネット通信へ常時観測体制の見直し(観測網の高度化・他機関との連携・集約化)と、機動観測体制の強化</p> <p>②監視データ異常基準、異常時対応の見直し</p> <p>③中・長期的変化の把握(機動的観測機器の効率的活用)</p> <p>④共同観測による高密度観測</p> <p>⑤各種観測データの統合化データベースの整備及び公開</p> <p>⑥温泉観測の強化(リアルタイム化等)</p>
評価・公表方法	<p>○地震・地殻変動観測データを、ホームページ上でリアルタイム公開する。</p> <p>○毎月地震月報を作成し、関係機関に送付する。</p> <p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

8.2. 依頼分析業務

本業務については、「民間分析機関の動向を考慮し、当初が果たすべき役割を明確化することが必要である」との機関評価提言を受けて、民間分析機関の現状、動向等について調査した結果、現時点では、複数の源泉所有者の利害に関わるため民間機関では実施不可能な依頼研究や、山中での電気検層のように市場規模やコストの面から民間業者が不参入の検査項目がある。これらの研究や検査は、科学的な根拠に基づく行政施策を行う上で必要不可欠である。また、現在の民間分析機関の状況は、分析データの提示のみに留まり、現地調査と分析結果に基づいた井戸の維持管理に関するアドバイスができないなど、県内源泉所有者のニーズに応えきれていない。

また、環境省が設置した「温泉行政の諸課題に関する懇談会」(H18.6.)では、温泉資源保護施策に関して「掘削許可等の基準の明確化、データや科学的知見の一層の充実など、さらなる進化が求められる」との認識が示されている。温泉という科学的知見とは、温泉の温度、成分、量に関するデータに他ならず、地球化学、水文学、地質学に関わるものである。当所が試験検査として温泉の現地調査を行い、成分の分析、井戸の検層などを手がけてきたことにより、自ずと「データや科学的知見の一層の充実」が図られ、さらにそのデータに基づく研究成果により神奈川県温泉保護と普及啓発が進められてきた。今後、役割の明確化によって依頼試験を民間に委ねていくことは必要だが、現時点では民間機関の能力では「データや科学的知見の一層の充実」は担保されず、県の温泉保護行政や源泉所有者へのサポートは後退することとなる。

このため、将来的には分析を民間機関にまかせ、そのデータを当所が集約し活用していくことなども考えられるが、現状では直ちに当所が依頼試験をやめられる段階にはないと判断した。当面は当所としては必要な試験検査能力を維持する必要があるが、役割の明確化という観点から、今後も民間の動向を注視しつつ、技術研修などを通して、民間分析機関の分析測定技術や源泉状況把握法などの資質向上に協力し、民間機関への依頼業務移行を目指す。

なお、実施にあたっては、登録分析機関相互の情報共有化や受付方法、実施手順の見直し等により一層の効率化に努めるものとする。

位置付け	当所の分掌事務(温泉の調査研究及び保護並びに温泉源の開発のための技術指導)を行うため、温泉分析の他、各種試験検査を行う。
背景とニーズ	○民間の分析機関では実施不可能な研究依頼や、市場規模やコストの面から民間業者が不参入の分野・検査項目の実施など、一定のニーズが存在する。 ○依頼検査業務を行うことで、当所の研究のみならず、民間分析機関の分析検査機能の維持・向上および源泉所有者の源泉維持管理に寄与している。
目標	○試験検査業務に対する信頼性の向上と効率化の推進 ○登録分析機関相互の情報共有化等による試験検査結果の有効活用 ○登録分析機関の資質向上に向けた研修等の実施 ○科学的、技術的アドバイスによる源泉維持管理状況の改善
取り組み内容 (継続分)	(1) 温泉・鉱泉・地下水等の試験 (ア) 温泉水又は鉱泉水の小分析 (イ) 温泉水又は鉱泉水の分析試験 (ウ) 定量分析 (エ) 蒸気エネルギーの測定試験 (オ) 可燃性天然ガスの濃度の測定試験 (2) X線による鉱物の分析 (3) 温泉井、鉱泉井又は地下水井の検層機による測定試験 (ア) 電気検層 (イ) 温度検層 (4) 温泉井、鉱泉井又は地下水井の揚水試験 (5) 温泉源、鉱泉源又は地下水源の電気探査
取り組み内容 (新規・改良・変更点)	①試験検査受入・分析体制の再検討(分析工程の省力化、受入手続の簡素化) ②登録分析機関相互の情報共有化に関する協定の締結 ③登録分析機関等の資質向上に向けた研修等の実施
評価・公表方法	○各依頼検査報告書の作成と、依頼者への報告。 ○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。 ○業務調整会議において年次業務結果を報告する。

9. 行政支援業務計画

本業務については、現在主に支援を行っている温泉・環境(地下水)行政とともに、関係課において業務を担当する行政・技術職員の減少や、技術職に代わる事務職の配置が進むなど、技術的な対応力の弱体化がみられる。一方、関係分野における科学技術の発展や、行政訴訟の増加など、これまで以上に、科学技術的な裏付けを伴った行政政策の立案や実施、検証が求められていることから、今後とも支援の必要性が見込まれる。

しかし、所全体の取組状況を現状維持した上で、研究業務等に優先的に取り組むことは困難であることから、本業務については、行政支援ごとに、業務の効率化や改革案を定めて取り組むものとする。

位置付け	<p>県行政機関の業務を支援するため、各種委員会等への出席、相談対応等を行うほか、関連する事項に関する調査・研究・情報収集等を行い、必要に応じて情報提供等を行う。</p> <p>また、調査・研究成果を元に、関連機関に対し、政策の提言等を行う。</p>
背景とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政ニーズ：観測情報の提供・解説 ○温泉行政ニーズ：温泉保護対策への支援、温泉関連の相談対応 ○地下水行政ニーズ：土壌・地下水汚染対策、地盤沈下防止対策、地下水資源保全対策への支援 ○廃棄物行政ニーズ：処分場地下水対策への支援 ○県土整備行政ニーズ：地すべり対策への支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○県行政機関の一員として、各行政機関に対して、可能な限りの支援を行う。 ○支援ごとに、業務の効率化や改革案を定めて取り組む。
取り組み内容	<p>(1)温泉保護対策（保健福祉局生活衛生部環境衛生課）</p> <p>温泉保護対策については、行政担当職員に技術職が配置されていないため、行政対応に係る技術的な部分の多くが当所にゆだねられている。行政担当職員の科学技術的資質向上が行政サービスの向上に加え、当所の負担軽減につながると見られることから、当所研究員による行政職員の研修・講習等の実施や、科学情報の共有化・提供方法の迅速化等の対応を講じる。また、小田原保健福祉事務所温泉課とは従来どおり連携を密に取りながら温泉保護対策の支援を行う。</p> <p>(2)大涌谷地すべり地域放熱量調査（小田原土木事務所）</p> <p>大涌谷地すべり地域放熱量調査(行政依頼調査)については、解析手法のルーチン化により、業務の効率化が進められており、今後も取組を継続する。</p> <p>(3)土壌・地下水汚染防止対策（環境農政局環境部大気水質課）</p> <p>土壌・地下水汚染防止対策については、硝酸性窒素汚染原因究明調査（行政依頼調査）の実施や、地下水汚染原因特定の為の周辺地下水調査、土壌汚染対策法の改正に伴う科学的支援の必要性の増大等が見込まれる。しかし、行政担当職員の増加は見込めないことから、情報収集や対策調査等の共同実</p>

	<p>施など、行政機関技術系担当職員との相互方向の業務協力・提携関係を構築する。</p> <p>(4) 地盤沈下防止対策（環境農政局環境部大気水質課） 地盤沈下防止対策については、沈静化の傾向が続いていることから、現状どおり相談対応のみとする。</p> <p>(5) 廃棄物処分場管理技術支援（環境農政局環境部資源循環課） 処分場の廃止や跡地利用に関しての需要が高まっていることから、委員会や相談対応、現地調査業務の増加が見込まれるが、業務量はそれほど多くないことから、今後も現状の取り組みを継続する。</p> <p>(6) 地下水資源保全（環境農政局水・緑部水源環境保全課） 今後は地下水モニタリングが主体となることから、当所の地下水観測業務と一体的に取り組んでいくことで効率的な支援を行っていく。</p>
<p>評価・公表方法</p>	<p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

10. 普及啓発業務計画

近年、当所の取組に関する県民の関心の高まりに伴い、県民や関係団体に対する観測情報の発信や、調査研究成果の発表へのニーズが高まっている。特に、地震火山、温泉の観測データや調査研究成果を毎年1回発表している研究成果発表会には、会場に入りきれないほどの参加希望があるほか、夏休み期間中に開催している小中学生対象のサイエンスサマー講演会では、定員を遙かに上回る参加申込みが毎年続いている。

このように、当所の見学や講演会等のアウトリーチや普及啓発活動には、毎年多くの県民の方々に参加頂いており、活動の拡充を要望する声も多く聞かれる。また、これらのアウトリーチ・普及啓発は、調査研究成果の県民への還元を通して、地域の防災意識や環境保護意識の醸成に役立っているだけでなく、地域の重要な社会的・文化的基盤(インフラ)としての役割を担っている。

これらの状況をふまえて、普及啓発業務については、当所目標として積極的な取組を掲げた。

しかし、行政支援業務同様に、業務量及び対応人員に増加が見込めないことから、展示内容の充実化、ボランティアやOB・再任用職員の有効活用、編集業務の見直しなどにより、効率的・効果的に業務を行うことで、現状の業務量レベルを維持しつつ、見学・講演会等の参加者増だけでなく、実質的効果の向上を目指す。

位置付け	当所の活動成果を、県民や地域に普及啓発することにより、箱根火山・地震災害に対して県民及び当地を訪れる人たちの安全・安心と、県内の豊かな温泉・地下水等の自然環境資源の保全に対する当所の取組について、社会的なコンセンサスや協力を得るほか、文化振興に寄与することを目的とする。
背景とニーズ	○自主事業（研究成果発表会・サイエンスサマー・見学説明・講演講師）に対する、募集人数の増加や開催の回数・時間等の拡大等の要望。 ○他機関が企画する普及啓発事業(依頼事業)への参加依頼の増加。
目標	○直接県民等と接する見学・講演会等の参加者増を目指す。 ○全県域を対象に普及啓発の事業を実施していく。
取り組み内容	(1) 科学技術週間事業 従来どおり、見学者へ所内展示の解説を行う。 (2) 研究成果発表会 より多くの方に参加いただけるよう、会場や実施、募集方法等を変更する。 (3) サイエンスサマー講演会 青少年科学の祭典への対応と一体化して取り組むことで、準備作業の軽減化等を図る。 (4) 研究所報告・観測だより・事業概要の発行 編集業務の簡素化(テキスト原稿入稿等)、発行部数・配布先・配布方法の見直し等により、品質の維持と業務量の低減に努める。 (5) 見学説明 展示内容の充実化(説明ビデオ及び1階展示内容の更新)と、ガイドの導入(ボランティアやOB、再任用職員等によるガイドの育成と活用)により、研究所員の負担軽減を図る。

	<p>(6) 講演講師</p> <p>依頼による講演は、外部機関との連携や協働の推進に寄与することから、休日・夜間等の時間外を含めて、積極的な対応に努める。県民の関心が高く繰り返し依頼される講演や、広報的な意義が強い内容については、実施方法の工夫により高効果・高効率を目指す。</p> <p>所主催で実施する独自講演会の開催についても積極的に取組を進める。</p> <p>(7) 青少年のための科学の祭典(青少年センター)</p> <p>サイエンスサマーへの対応と一体化して取り組むことで、準備作業の軽減化等を図る。</p> <p>(8) 神奈川科学技術フェア(総合政策課科学技術グループ)</p> <p>他の普及啓発業務と関連づけて準備の効率化を図る。</p> <p>(9) 防災フェア</p> <p>他の普及啓発業務と関連づけて準備の効率化を図る。</p> <p>(10) 箱根ジオパーク活動支援</p> <p>関連する講演会などに積極的に参加することにより、日本ジオパーク認定に向けて協力する。</p>
<p>評価・公表方法</p>	<p>○年度末に、年次業務報告書を作成。事業概要に、年次業務報告書を掲載し、関係機関に送付するとともに、ホームページにて公表する。</p> <p>○業務調整会議において年次業務結果を報告する。</p>

IV 組織運営

11. 機関運営体系

11.1. 運営会議

当所の運営を行うため、運営会議を毎月一回開催する。

また、運営会議の下に業務別の部会（温泉地下水情報部会、地震情報部会等）を位置づけ、効率的、効果的運営に努める。

運営会議の要綱については、別にこれを定める。

（現行：運営委員会要綱(H. 11. 6. 1 施行)を改定して対応する）

11.2. 温泉地学研究所業務調整会議

温泉地学研究所の業務及び運営に関する庁内調整等を図るため、温泉地学研究所業務調整会議（以下「業務調整会議」という。）を設置する。

業務調整会議の要綱については、別にこれを定める。

（温泉地学研究所業務調整会議設置要綱（H22. 9. 28））

11.3. 外部評価委員会（機関評価）

神奈川県試験研究機関の設置目的の検証、基本的機能の評価、及び、機関のあり方及び運営面の評価を行うため、総合政策課科学技術グループが設置する。

11.4. 外部評価委員会（研究評価）

当所の研究計画や研究の方向性、各研究課題の成果の評価など、各学問分野における専門家から、評価をいただく。

外部評価委員会の要綱については、別にこれを定める。

（現行：試験研究評価実施要領(H14. 4. 1. 施行)を改定して対応する）

12. 人材育成方針

当所の目的や現所員の専門性、キャリアプラン、年齢構成等を考慮し、計画的な人材育成を行う。

当所研究員の育成、組織の活性化及び新しい研究分野への取り組みの強化を図り、もって当所の研究機能の高度化を図ることを目的として、客員研究員制度を積極的に活用する。また、専門研修制度として位置づけることで、研究員のキャリアプランに資するように努める。

また、学会活動への参加や学会発表、論文投稿等については、積極的に支援を行うとともに、自主研修として位置づけるなど、研究員のキャリアプランに資するように努める。

更には、任期付研究員や特別研究員等の制度を積極的に活用することや、他研究機関との人事交流等についても検討することにより、組織の活性化及び新しい研究分野への取り組みの強化を図る。

これらに加えて、関連部局の技術能力強化のため、専門研修等に対して協力を行い、併せて当所の技術支援の負担軽減を図る。

13. 財源方針

近年、各事業ごとに予算額がほぼ一貫して減少する傾向にある。

こうした状況を踏まえて、当期における財源方針として、以下の3課題を目標とする。

- (1) 外部研究資金等の獲得に向けて、積極的な取り組みを推進する。
- (2) 依頼調査研究の確保に向けて積極的に取り組む。
- (3) 老朽化した機器の更新については、予算確保に努める。

14. 機器整備方針

当期における機器整備方針として、以下の3課題を目標とする。

- (1) 地震火山・地殻変動観測機器の更新・強化に向けた取り組みを進める。
- (2) 現有機器の有効利用と長寿命化に取り組む。
- (3) 中長期的な機器の整備方針について、機器整備計画を策定する。